

災害時学校支援推進委員会 設置要綱

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本委員会は、災害時学校支援推進委員会（以下「本委員会」）という。

(目的)

第2条 本委員会は、「大阪府災害時学校支援チーム」の円滑な運営及び派遣体制の整備・強化を図るとともに、その活動内容などを府内に周知し、学校防災及び災害時の学校運営に関する取組の充実・推進を図る。

(事業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 災害時学校支援チームの円滑な運営及び派遣体制に関すること。
- (2) 被災地における学校再開支援活動に関すること。
- (3) チーム員への研修等に関すること。
- (4) 平時における学校防災・危機管理体制の強化に関すること。
- (5) その他、大規模災害発生時における学校の早期再開に係る支援に関すること。

第 2 章 組織及び役員

(組織)

第4条 本委員会の委員は、次に掲げる学識経験者、関係部局をもって構成する。
ただし、必要に応じて分科会を設置することができる。

- (1) 有識者・・・大学教授、防災士等
- (2) 知事部局防災担当者・・・危機管理部局
- (3) 教育庁関係者・・・教育総務企画課長、保健体育課長
- (4) その他、委員長が適当と認めるもの

(役員)

第5条 本委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員の委嘱)

第6条 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長が必要と認めるときは、本委員会の委員以外に関係者を招き意見を聞くことができるものとする。

(役員の任務)

第7条 委員長は、本委員会を代表し会務を整理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、本委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、特別の理由があるときはその限りではない。

第 3 章 会 議

(会議)

第9条 本委員会の会議は、事務局が招集し、委員長が議長となり本委員会の事業に関する事項を協議する。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第10条 本委員会の事務を処理するため、大阪府教育庁教育総務企画課及び教育振興室保健体育課の連携の下に事務局を置く。

〔附 則〕 この要綱は令和8年7月17日より施行し、事業がすべて完了したときを以て廃止する。